長崎のもざき恐竜パーク（恐竜広場行為等・体育館利用料金の減免について）

対　象	減免率
本市又は本市の機関が自ら利用し、又は主催し、若しくは共催する事業に利用するとき	100%
本市に所在する次に掲げる施設がその目的達成のための行事に利用するとき ・児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業又は同条第10項に規定する小規模保育事業を行う施設 ・児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設 ・児童福祉法第59条の2第1項の規定による届出をした認可外保育施設 ・学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学及び高等専門学校を除く。）	100%
本市に所在する障害者団体若しくはその育成団体又は障害者の福祉の増進を目的とする公共的団体がその目的達成のための事業に利用するとき	50%
本市に所在する社会福祉事業を行う団体が公益性が認められる社会福祉事業に利用するとき	50%
本市に所在する社会教育関係団体が公益性が認められる社会教育事業で利用するとき	50%
本市に所在するスポーツ振興団体が公益性が認められる行事に利用するとき	50%
本市に所在する自治会、地域コミュニティ連絡協議会、消防団等が公益性が認められる活動に利用するとき	50%
その他市長が特に必要と認めるとき	市長が別に定める額